

令和6年6月定例会 県土整備委員会（事前）

令和6年6月10日（月）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

梶原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時04分）

これより危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

今年度、当委員会におきましては、議案の説明等は着座のままでなされますよう、よろしく願いいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部改正等について
- 議案第4号 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例の廃止について
- 報告第2号 令和5年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画（仮称）（素案）について（資料1、2）

勝間危機管理部長

それでは、危機管理部から6月定例会に提出を予定しております案件につきまして御説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。

一般会計についてでございます。

危機管理部における6月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり4,060万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で68億2,513万9,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

課別主要事項説明についてでございます。

主な事業につきまして、御説明させていただきます。

防災対策推進課におきまして、防災総務費の摘要欄①のア、避難所QOL向上事業では、避難所の衛生環境やプライバシーの確保など、避難所QOLの向上を図るため、備蓄品の拡充を行う経費として300万円の補正をお願いしております。

その下、イ、南海トラフ巨大地震等対策事業では、通信手段の確保や住民参加型の避難所運営訓練など、防災対策に意欲的に取り組む市町村を支援するための経費として、

2,600万円の補正をお願いしております。

5 ページを御覧ください。

消防保安課におきまして、消防指導費の摘要欄①のア、地元企業と連携した消防団員確保事業では、消防団員の確保・定着促進を図るため、消防団協力事業所の拡充を図るなど、地元企業との連携を強化するための経費として500万円の補正をお願いしております。

その下、イ、共助の「わ」！地域防災を支える人づくり事業では、女性防火クラブや少年消防クラブの認知度向上及び人材の確保・育成を図るため、官民連携による広報活動等を展開するための経費として200万円の補正をお願いしております。

6 ページを御覧ください。

消費者政策課におきまして、消費者行政推進費の摘要欄①のア及び計画調査費の摘要欄①のア、「とくしま国際消費者フォーラム」開催準備事業では、大阪・関西万博や令和7年度に四国初開催となります食育推進全国大会に合わせた、国際消費者フォーラムの開催準備を行うための経費として、合わせて460万円の補正をお願いしております。

7 ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。

防災対策推進課におきまして、トイレカーを導入するためのトイレカー売買契約につきましては、令和7年度に限度額3,000万円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

8 ページを御覧ください。

その他の議案等として、条例案を2件提出しております。

まず、アの徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例についてでございます。

令和6年4月の組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

9 ページを御覧ください。

イの徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を廃止する条例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応が、令和6年4月1日から通常の医療提供体制へ移行したことに伴い、徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を廃止するものでございます。

10ページを御覧ください。

令和5年度繰越明許費繰越計算書でございます。

昨年度の9月定例会、11月定例会及び2月定例会におきまして、繰越しの御承認を頂いておりました事業につきまして、繰越額が決定いたしましたので御報告させていただきます。

左から4列目の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり4億9,899万6,000円となっております。

主なものとして、危機管理政策課所管の消防学校運営費1億949万3,000円については、消防学校及び防災センターにおいて、施設の長寿命化を図るため、必要な改修工事を行うための経費でございます。

また、防災対策推進課所管の防災対策指導費、1 億 6,572 万 9,000 円については、国の新たな被害想定の方針に合わせた新たな知見や最新データを反映した本県独自の津波浸水想定及び被害想定の方針を実施するための経費でございます。

これらの事業につきましては、引き続き、早期執行に向け取り組んでまいります。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、1 点御報告申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画（仮称）（素案）の概要についてでございます。

まず、方針趣旨でございます。

本年 1 月に発生しました能登半島地震の教訓を踏まえ、体系的で分かりやすい計画とするため、既存の徳島県国土強靱化地域計画と、その地震対策に係る部門計画である徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画、さらに、被災前から円滑な復興を見据えて必要な対策を整理した徳島県復興指針を合わせた防災関連 3 計画を統合し、この度、新たに徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画（仮称）を策定することとしております。

基本理念といたしましては、国が示す人命の保護、重要な機能の保持、被害の最小化、迅速な復旧・復興の 4 項目に、本県独自の事前復興を加えた五つにより、強靱化・レジリエンス双方の視点で防災対策を推進してまいります。

計画期間といたしましては、徳島新未来創生総合計画と同様に、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とし、そのうち、令和 7 年度までの 2 年間の重点取組期間と位置付け、対策を加速化してまいります。

目標と重要業績指標としましては、まずは、1、命の 72 時間への対応から、6、創造的復興の推進まで、発災から復興までのフェーズを見据えた 6 項目を目標として設定しております。

次に、施策の進捗状況を管理するための重要業績指標としましては、既存の 3 計画で個々に設定していた重要業績指標の数を絞り込むとともに、内容についても、県民の皆様にとって分かりやすいものとなるよう見直すことにより、未来に引き継げる災害に強いとくしまの実現を目指した計画となるよう取り組んでまいります。

今後は、外部有識者の皆様による推進委員会での御助言や県議会での御論議を踏まえるとともに、パブリックコメントを経て、本年夏頃の方針を目指して作業を進めてまいります。

なお、今回の能登半島地震に際し、県では発災直後から市町村など関係機関と連携して、1,000 人を超える被災地への派遣をはじめ、県を挙げた支援を行っております。5 月末をもって、応急対策職員派遣制度による輪島市への対口支援は終了したところであり、輪島市の坂口市長からは、本県に宛てたお礼状を頂戴したところでございます。

今後も引き続き、職員の中長期派遣などを通じ、一日も早い復旧・復興に向けて、被災地に寄り添った支援を続けてまいります。

報告事項は以上であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

梶原委員長

以上で説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

大塚委員

先ほど御説明のありました徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する条例の廃止について、お伺いしたいと思っております。

まず、発生して約 4 年目になるんですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染状況について、どのような状況か教えてもらいたいと思います。

飯田危機管理部次長

ただいま大塚委員より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例の廃止に関しまして、最近の新型コロナウイルス感染症の感染状況について御質問を頂いております。

全国におきましては、2 月上旬以降、緩やかな減少傾向でございましたけれども、4 月 29 日から 5 月 5 日の週におきまして、定点当たり 2.27 人となって以降は増加をしております。直近の公表分、6 月 6 日ですけれども、こちらでは 3.52 人となっております。

また、本県におきましても、1 月下旬以降緩やかな減少傾向でありましたが、同様に 4 月 29 日から 5 月 5 日の週において、定点当たり 1.30 人となって以降増加をし、直近の公表分、6 月 6 日では 3.51 人というふうになってございます。

現時点でございますけれども、この定点当たりの陽性者指数は緩やかな増加傾向であります。県の注意喚起メッセージの発出基準でございます 5 人を下回っており、注意などのメッセージなどを発出する状況には至っておりません。

大塚委員

今、緩やかな増加傾向であるが 5 人以下ということですので、こういった関係でこの条例の廃止ということが提案されたとお聞きいたしました。

新型コロナウイルス感染症、先ほども言いましたが発生しまして 4 年たちました。その間、大変な時期があったわけです。

新型コロナウイルス感染症というのは、ときによったら、人類にとって本当に滅亡までいくぐらいの非常に危険な状況があったわけです。

いろんなところでの努力ということで、今の状況になってきたわけですが、実際、過去にもそういった新型コロナウイルス感染症がありました。スペイン風邪もそうだったわけですが、3 年ぐらい前、私、文教厚生委員会の中で、こういった感染症というのは非常に厳しい状況を起こすんですけれども、そのウイルス自身が生存を図るという自然の原理の中で、それを図るためには、重症度というのはできるだけ軽くする必要があるわけです。それともう一つは、感染力を拡大するということで、生き残りを図ってきたわけです。

そういう中で、現在、やや増加はしているけども、注意喚起との間にはなっているということで、今後、私自身はそれ以上増加したりとか、もちろん重症度が増えるということ

はないと思いますけども、重症度については何か把握なりはされているのでしょうか。どうでしょうか。

飯田危機管理部次長

ただいま大塚委員より、重症度についてのお尋ねがございました。

重症度につきましては、かつては観測、計測をしておったところなんですけれども、この3月31日をもちまして、そうした報告等を終えておりまして、現在のところは把握できる状況には至っておりません。

大塚委員

私も実際に診療に当たっておりまして、感染はあるんだけど、初期の頃のようにコロナ感染をして、それ自身で若い人がどんどん亡くなったりとかいうことはもちろんないし、そういう落ち着いた状態にあるとは考えております。

こうした中で、県におきまして、今議会で徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例の廃止を提案されているわけでございますけども、今回廃止の理由とか、今後、新たな新興感染症はいつ起こっても本当に不思議ではないわけですけども、県の対応についてお伺いしたいと思います。

飯田危機管理部次長

ただいま大塚委員より、今回の徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する条例の廃止の提案理由、そして今後の新興感染症への対応についてのお尋ねがございました。

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例につきましては、本県の社会経済活動の引上げとの両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的といたしまして、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施してまいりましたガイドライン実践店ステッカーなどの施策や差別取扱いの禁止等について定めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、御承知のとおり、令和5年5月8日に感染法上の五類感染症に移行後、それまでの限られた医療機関による特別な対応から幅広い医療機関による自立的な通常の医療提供体制への移行を進め、この度、本年4月1日にその移行が完了したことに伴いまして、今議会において条例の廃止を提案させていただいているところでございます。

また、今後、新たな感染症が発生した際の県の対応につきましては、本年3月に改定を行いました感染症予防のための施策の実施に関する計画、徳島県感染症予防計画に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて得た経験を踏まえた体制の整備を進めるとともに、現在政府におきましても、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定を進めているところでございまして、こうした国の動きを注視してしっかりと対応を進めるなど、引き続き、県として新興感染症に対応できる体制を整えてまいります。

大塚委員

対応につきましては、先ほども言ったのですが、現状はこれ以上もちろん重症化することはないと思いますし、それから増えるということは考えにくいということなんですが、ただ、今日は事前委員会なので、これについてはまた付託委員会のほうだと思いますが、実はコロナウイルスに感染した後の後遺症を訴える方が非常に多いです、いろんな統計がありますけども、コロナに感染した人の2割ぐらいは何らかの後遺症を訴えられていると、それも結構長期にわたって訴えられているということを聞いています。

実際、私もそういった大変な後遺症に悩まれている方の治療体験もございます。

それについては、また付託委員会のほうで聞きたいと思いますが、ただ、こういった新興感染症というのは人類にとって非常に脅威でございます。そういう中で、十分な対応を取っていただいて、当たっていただきたい。

今回、私どもは、いわゆる介護施設でコロナ感染症についての対応を行いました。本当に、はっきり言って悲惨な状況のときもありました。

そういう中で、今回の経験を踏まえて、どういう立場にある方でも、どういうふうな体の弱った方、介護されるのが必要な方に対しても、十分な最期の治療というか救命の処置、平等と言ったらおかしいのですけれども、十分なことができるような体制というのにも努めていただきたいと思います。

とにかく、今後、新興感染症というのはいつ発生するか分かりません。そういう中で是非、事前の準備というのを十分にやって、十分な入院施設や救急処置ができるような体制を作っていただくことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

梶原委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時24分）